平成28年8月5日開会 (農地部会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第8回農地部会議事録

1 招集日 平成28年8月5日(金)

2 開会日時及び場所

平成28年8月5日(金) 午後1時57分

雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室

3 閉会日時 平成28年8月5日(金) 午後2時58分

4 委員氏名

(1)出席者(17名)

1番 水口 正好 3番 大島 忠保 4番 渡部 篤 7番 渡辺 勝美 9番 林田 剛 10番 横田 晴喜 11番 松尾 文昭 14番 吉田 良一 24番 草野 15番 平野 利光 16番 森﨑 茂德 18番 内田 弘幸 定 28番 田浦 則利 32番 鵜殿 徳康 33番 渡邉 茂徳 34番 馬場 保 36番 川内 幸徳

(2)欠席者(1名)

8番 本田 岩勝

(3)部会長の求めにより出席

嘱

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

 事務局長
 江口 秀司

 参 事
 清水 友秀

 課長補佐
 増富 浩彦

 嘱 託
 大石由紀子

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

託

日程第2 報告第1号 農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地

の利用関係の調整に関する申出の取下げについて

日程第3 議案第46号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について

日程第4 議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

松田亜希子

日程第5 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第49号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定

について

日程第7 議案第50号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

午後1時57分開会

- **〇事務局長(江口 秀司君)** 農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に達しております。 部会長に開会をお願いいたします。
- ○議長(馬場 保君) ただいまから平成28年第8回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたしま す。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、報告第1号農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する申出の取下げについて、議案第46号農地法第3条の規定による許可処分の取消願について、議案第47号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第49号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第50号農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について、以上6件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言 してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお 願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、15番、平野委員、16番、森﨑委員両委員を指名いたします。

次に、日程第2、報告第1号農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用 地の利用関係の調整に関する申出の取下げについてを議題とします。事務局、報告事項の説明を 求めます。

〇事務局(大石 由紀子君)

(議案第46号について議案書をもとに説明)

○議長(馬場 保君) 受付番号1番については、自ら耕作することとしたため、あっせん申し出が取り下げとなっております。各委員さんご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、これで報告を終わります。

次に、日程第3、議案第46号農地法第3条の規定による許可処分の取消願についてを議題と します。事務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局(大石 由紀子君)

(議案第46号について議案書をもとに説明)

- ○議長(馬場 保君) 受付番号2番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。16番、森﨑委員。
- ○委員(16番 森崎 茂徳君) 議席番号16番、森崎です。農地法第3条の規定による許可処分の取消願の受付番号2番については、平成25年6月6日付で許可が下りていましたが、譲渡人の譲渡の意思がなくなり、譲受人も同意しているため、許可の取り消し願いが提出されたものです。登記名義人変更手続もされておらず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。以上です。
- ○議長(馬場 保君) 議案第46号、受付番号2番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第46号、受付番号2番の許可を取り消すことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、願い出どおり許可を取り消すことに決定しました。

次に、日程第4、議案第47号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局(大石 由紀子君)

(議案第47号について議案書をもとに説明)

これらの案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当するような事実はないと思われます。

以上です。

- ○議長(馬場 保君) 受付番号32番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。18番、内田委員。
- ○委員(18番 内田 弘幸君) 議席番号18番、内田です。農地法第3条第1項の規定による 許可申請の受付番号32番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、 許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長(馬場 保君) 受付番号32番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第47号、受付番号32番は許可相当と 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、受付番号33番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。24番、 草野委員。
- ○委員(24番 草野 定君) 議席番号24番、草野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号33番については、農地所有適格法人が農地を取得する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。以上です。
- ○議長(馬場 保君) 受付番号33番について、ご質疑がありましたらお願いします。川内委員。
- **〇委員(36番 川内 幸徳君)** 36番、川内です。事務局にお尋ねします。この対価が、10 アール単位の額が280万円。それとも全体で280万円ということですか。
- 〇議長(馬場 保君) 事務局。
- **○課長補佐(増富 浩彦君)** 済みません。先に言わんばいかんやったとですけれども、全体額で 280万円ということでご了承ください。
- ○議長(馬場 保君) よろしいですか。
- 〇委員(36番 川内 幸徳君) はい。
- ○議長(馬場 保君) ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ほかにご質疑がないようですので、議案第47号、受付番号33番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、受付番号34番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。18番、 内田委員。
- ○委員(18番 内田 弘幸君) 議席番号18番、内田です。農地法第3条第1項の規定による 許可申請の受付番号34番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、 許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長(馬場 保君) 受付番号34番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第47号、受付番号34番は許可相当と 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、受付番号35番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。11番、 松尾委員。
- ○委員(11番 松尾 文昭君) 議席番号11番、松尾です。農地法第3条第1項の規定による 許可申請の受付番号35番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当 するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。 以上です。
- ○議長(馬場 保君) 受付番号35番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第47号、受付番号35番は許可相当と 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
 次に、日程第5、議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。
- 〇事務局(大石 由紀子君)

(議案第48号について議案書をもとに説明)

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当するような事実はないと思われます。

以上です。

- ○議長(馬場 保君) 受付番号17番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。15番、平野委員。
- ○委員(15番 平野 利光君) 議席番号15番、平野です。農地法第5条第1項の規定による 許可申請の受付番号17番について、申請地は農振白地であり、10ヘクタール未満の生産性の 低い農地の集団の区域内にあることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

- **〇議長(馬場 保君)** 受付番号17番について、ご質疑がありましたらお願いします。森﨑委員。
- **○委員(16番 森﨑 茂徳君)** 議席番号16番、森﨑です。この土地代が一反、30万ってえ

らい安いですね。発電施設としては利用価値があると思うんですけれども、どういう状況でこん なに安いものになるんでしょうか。

- 〇議長(馬場 保君) 事務局。
- **○課長補佐(増富 浩彦君)** ここの土地が生産性の低い田んぼで、以前多分もう買われていた、 それで新たにお金を払った分だと思います。
- **〇委員(16番 森﨑 茂徳君)** 新たに払う分がこれだということですね。
- 〇課長補佐(増富 浩彦君) そうなんですね。
- 〇委員(16番 森﨑 茂徳君) わかりました。
- ○議長(馬場 保君) よろしいですか。
- 〇委員(16番 森﨑 茂徳君) はい。
- ○議長(馬場 保君) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ほかにご質疑がないようですので、議案第48号、受付番号17番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
 次に、受付番号18番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。15番、平野委員。
- ○委員(15番 平野 利光君) 議席番号15番、平野です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号18番については、申請地は平成28年6月27日に農用地の用途区分変更がなされております。おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が農業用倉庫、荷おろし・積み込み場であり、農業用施設であることから例外的に許可をすることができる案件と思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長(馬場 保君) 受付番号18番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第48号、受付番号18番の転用申請を 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号19番から21番については同時申請の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。15番、平野委員。

○委員(15番 平野 利光君) 議席番号15番、平野です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号19番、20番、21番について、申請地は一部農用地でありますが、平成28年6月8日に農用地の用途区分変更がなされております。おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が哺育舎・肥育舎・堆肥舎であり、農業用施設であることから例外的に許可をすることができる案件であると思われます。現地調査会で協議を行い、若手の育成と雲仙市の農産業の発展につながることを考え、地元農業委員が今後の動向を見守り指導していくことを条件に、許可を認めてはどうかとの意見になりました。

以上です。

- ○議長(馬場 保君) 受付番号19番、20番、21番についてご質疑がありましたらお願いします。内田委員。
- **〇委員(18番 内田 弘幸君)** 富永畜産なんですかね、愛野町の農道の上のほうに以前、転用 申請か何か上がっていて、それが今はまだそのまま石を置いて、何もされてないような、そこを こう一応農地に戻すか何かしてからの申請にしてもらわないことには、都合が悪いのではないか と思いますけれども。
- ○議長(馬場 保君) 内田委員より、今、質問がございましたけれども。事務局。
- ○課長補佐(増富 浩彦君) その件に関してましても、事務局のほうでも調査をちょっとしたんですけれども、今回の申請者と今現在、所有されている方が同一人物じゃないということで、今回のこの長崎ファームの一連の転用申請には全く関係なく、受け付けなければいけないようになってますので、内田委員の言われることも理解できますので、今後ちょっと調査をさせてもらいたいなとは思っております。

以上です。

- ○委員(18番 内田 弘幸君) そしたら親子ですか。
- **〇課長補佐(増富 浩彦君)** 実際の名義人が、こっちの愛野の内田委員が言われたのは、お母さんの持ち物になっているみたいです。今のところそこまでわかっております。
- ○議長(馬場 保君) ほかにご質疑ございませんか。松尾委員。
- **〇委員(11番 松尾 文昭君)** ということは、この案件については、ここで採決するのか、保留にするのかどうかというのは、どういう形で、検討させてくれというのは、どの範囲での検討なのか、その辺をちょっとよかですか。
- **〇課長補佐(増富 浩彦君)** その件については、ちょっと調査をさせてもらって、報告を部会の

ほうでしますので、この件は、この今日の案件に関しては全く別問題なので、これはこれで審議 をしてもらって、許可をするかどうかは判断してもらわないといけません。

- 〇議長(馬場 保君) 松尾委員。
- ○委員(11番 松尾 文昭君) そうすると、関係というか親子関係とかいうことと、前回は母親の申請、これは息子の関係というのは、一親等、そういったことの関係は別に関係ないということですね。
- **〇課長補佐(増富 浩彦君)** そうですね。申請があくまでも今回はこの長崎ファームですので、 そこまでちょっと突っ込めないところも農地法ではあります。
- ○議長(馬場 保君) 松尾委員、よろしいですか。
- ○委員(11番 松尾 文昭君) 結構です。
- **〇議長(馬場 保君)** 事務局、今後のことですけれども、さっきの愛野の件あたりは、ご指導よるしくお願いしたいと思ってます。
- ○課長補佐(増富 浩彦君) はい、わかりました。
- ○議長(馬場 保君) ほかにご質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ほかにご質疑がないようですので、議案第48号、受付番号19番、20 番、21番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議ないようです。これらの案件は、申請地の面積が30アールを超えておりますので、県農業会議へ諮問の上、許可することに決定しました。

次に、受付番号22番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。32番、 鵜殿委員。

○委員(32番 鵜殿 徳康君) 議席番号32番、鵜殿です。農地法第5条第1項の規定による 許可申請の受付番号22番について、申請地は農振白地であり、10ヘクタール未満の生産性の 低い農地の集団の区域内にあることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2 項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、 許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

〇議長(馬場 保君) 受付番号22番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第48号、受付番号22番の転用申請を 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
 次に、受付番号23番、24番については同時申請の案件ですので、一括して審議したいと思います。まず、地元委員の意見をお聞かせください。24番、草野委員。
- ○委員(24番 草野 定君) 議席番号24番、草野です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号23番、24番について、申請地は平成28年5月31日に農用地の用途区分変更がされております。おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が堆肥舎・畜舎・放牧場であり、農業用施設であることから例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。
- ○議長(馬場 保君) 受付番号23番、24番について、ご質疑がありましたらお願いします。 事務局。
- **○課長補佐(増富 浩彦君)** この件なんですけれども、別添2の62ページをごらんください。 現地調査会のときに、ちょっとご質問があった件でお話をしたいと思います。

宅地の1643の隣に道ってあるんですけれども、この道、赤道がずっとぐるっと回った感じになって申請地のほうに細く行ってるんですけれども、これがまだちょっと払い下げがしてなくて、実際現地では、もう牛舎の中に取り込まれているような道なので、払い下げ申請をしてくださいということで、行政書士のほうにお願いはしてあります。

北のほうの1615-17との境の赤道なんですけれども、現状は1644-2が土羽敷きみたいなってまして、泥が崩れているような状態で、そちら方面は、1644-2が今回申請地で上がっておりますので、石積みあたりをして、ちゃんと泥が流れないようにして、赤道で多分残されると思います。

以上です。

以上です。

○議長(馬場 保君) 事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

O議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第48号、受付番号23番、24番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議ないようです。受付番号23番については、申請地の面積が30アールを超えておりますので、県農業会議へ諮問の上、許可することに決定し、受付番号24番に

ついては申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号25番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。3番、 大島委員。

- ○委員(3番 大島 忠保君) 議席番号3番、大島です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号25番について、申請地は農振白地であり宅地が連たんしていることから第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認において特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。以上です。
- ○議長(馬場 保君) 受付番号25番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第48号、受付番号25番の転用申請を 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
 次に、受付番号26番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。16番、森崎委員。
- ○委員(16番 森崎 茂徳君) 議席番号16番、森崎です。農地法第5条第1項の規定による 許可申請の受付番号26番については、申請地は農振白地であり山林に囲まれた10~クタール 未満の生産性の低い農地の集団の区域内にあることから、第2種農地であると考えられます。現 地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。 以上です。
- ○議長(馬場 保君) 受付番号26番について、ご質疑がありましたらお願いします。川内委員。
- **〇委員(36番 川内 幸徳君)** 事務局にいいですか。側溝の件はどうなっていますか。
- **○課長補佐(増富 浩彦君)** 側溝の件ですか。造成時にきちんと掃除をして、泥上げをやるそうです。
- ○委員(36番 川内 幸徳君) わかりました。
- ○議長(馬場 保君) ほかにご質疑がありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ほかにご質疑がないようですので、議案第48号、受付番号26番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第49号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の 決定についてを議題とします。

本案件につきましては、松尾委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第24条第2項の規定により退席をお願いします。

[松尾委員退場]

- ○議長(馬場 保君) 事務局、議案事項の説明を求めます。
- 〇事務局 (大石 由紀子君)

(議案第49号について議案書をもとに説明)

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合する適正な計画であると思われます。

以上です。

○議長(馬場 保君) 議案第49号に対する質疑を2ページごとに行います。

12ページ、1番から14ページ、14番は貸借による案件、15番から21番は所有権移転による案件、22番から17ページ、35番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。 12ページから13ページについて、ご質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) 次に14ページから15ページについて、ご質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) 次に16ページから17ページについて、ご質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第49号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な 計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとしました。 ここで、松尾委員の入室を求めます。

[松尾委員入場]

○議長(馬場 保君) 満場一致で了解してもらいましたので、報告いたします。

次に、日程第7、議案第50号農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局(大石 由紀子君)

(議案第50号について議案書をもとに説明)

これらの計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく適正な計画であると思われます。

以上です。

- ○議長(馬場 保君) 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。ご質疑がありましたら、お願いします。内田委員。
- ○委員(18番 内田 弘幸君) 議席番号18番、内田です。土地の所有者と権利を受ける人が違うわけですね。それで以前から気になっていましたが、使用貸借ということになれば、土地代かれこれはゼロということになるわけですけれども、これは本当に土地代ゼロでいいのか。やっぱりその、いまだにまだその、中間管理機構を通してやる案件で、そのA to Aというのか、貸し主の息子にというなら使用貸借でいいでしょうけど、こういう形でした場合、本当に、そこに賃借料が発生しても、借地料としてゼロなので損金算入もできなくなると思って、この面積的には一反6畝ぐらいなので、普通なら一反やったら、自分たちのとこやったら2万ぐらいの賃借権が発生するんですが、使用貸借になっておればゼロで、お互いは内部でやるのかどうなのかわからないですが、こういうのもやっぱり中間管理機構のほうもちゃんとした形で、賃借権なら賃借権設定でやるような方向にしてもらわないと。やっぱり、多く借りる人は本当に年間50万とか幾らという賃借料を払う人もおられるので、その点は指導もして、前も一度は言うたことがありますが、指導はしていかなければならないと思いますけど。
- ○議長(馬場 保君) 内田委員の質問に対して事務局、何か。
- **○課長補佐(増富 浩彦君)** その問題は以前から中間管理機構のほうには言っております。物納を正式に認めて、物納で貸借を結べるような書類あたりを作成して、物納で貸借ができるようなお願いはしておりますが、まだいい返事が来ておりません。

農業委員会としては、あくまでも使用貸借、内田委員が言うように、使用貸借は使用貸借、賃貸借は賃貸借ですので、本人さんたちが、言葉は悪いですが、裏のほうでされているのかどうかの確認までする必要はないと思っておりますので、それは本人さん同士が、本人さん同士の契約でしか言えませんので、機構のほうにはちゃんと十分伝えてありますので、返事がまだ来ていないということで終わっております。

- 〇議長(馬場 保君) 森﨑委員。
- **〇委員(16番 森崎 茂徳君)** その件に関して、その場合、結局1年目は国のほうから来ますけど、後は全然来ないでしょう、貸している人には、お金。そのときにどうなるかなと私も思うんですね。使用貸借でこれを結んでいるから、払わないという人も出てこないかなと、10年間

結ぶでしょう。

- **○課長補佐(増富 浩彦君)** 大概は、今までしてきた2年間ですかね、地域集積協力金が多いんですよね。ただ、その地域集積協力金というのは、地域に補助金が来て、何に使おうが自由なお金となっているのを、その地域で個人分配とかしてあるものですから、そういう考え方になってしまうんですよ。
- **〇委員(16番 森崎 茂徳君)** 近ごろうちのほうでは、ちょっと勘違いされて、これも借りた ら、貸し主には払わないでいいという人も、口で言うので、それはちょっとおかしいのではない かと。
- **〇課長補佐(増富 浩彦君)** それは、正式に中間管理機構を通して賃貸借で結んどかないと、そうなるんですよ。使用貸借はあくまでも使用貸借でしか農業委員会は認めないですから。
- **〇委員(16番 森﨑 茂徳君)** 10年間、ただで使っていいという、使っている者が、そんな 感じを持っているようですから。
- ○委員(18番 内田 弘幸君) 書いてある以上、本当は、法律的にはそうです。
- **○課長補佐(増富 浩彦君)** 使用貸借で結んであれば、もちろん10年間は、そうなりますね。
- **〇委員(16番 森崎 茂徳君)** 今年もするって、中間管理事業を利用していない人がすると言っているけど、そこはちょっとおかしくなりはせんかなと、個人さんたちが考えたですよ。
- **〇課長補佐(増富 浩彦君)** あくまでも、機構が中に入ってとるというだけで。
- **〇委員(16番 森崎 茂徳君)** 機構が中に入っているけど、機構が一応責任を取ると、取って そのことはしないといけない。
- **〇委員(18番 内田 弘幸君)** 機構が、もうちょっとちゃんとした説明をする必要はあるんですよね。
- **○課長補佐(増富 浩彦君)** それは十分、やっぱりそういう説明会に行ったときにも説明はしているんですけど、物納がやっぱり多い地域は、物納じゃないとということがあるので、物納は認めていないので使用貸借でということになっているんですね。

そのお金、実際にお金を払って借りてる人が解約して、中間管理機構を利用をしたときには、 賃貸借で正式に結ばせば賃貸借になるわけですから、やっぱりそこら辺は機構のほうの説明に行ったときにも、しないといけないでしょうし。

- **〇委員(16番 森崎 茂徳君)** それも理解しとらんとですよ、借りてるものは。中間管理事業と言うけど、県のほうは全然説明し切らない、寄ったけど、それを説明し切れば何も言わないんですが。
- **〇委員(18番 内田 弘幸君)** 物納も、結局、米代が幾らとか何とか言って、金銭、最終的に 税金申告か、かれこれするときには、その金に換算して損金算入するので、物納であろうが何で

あろうが、賃貸借にしとかないとですね、実際は。物納も賃貸借であり得るようにすればいいのですが、使用貸借ですれば、結局、使用貸借だから、本当に法律的にはゼロやもんね。何やかんや言うても。

- ○委員(32番 鵜殿 徳康君) ここで上がってきているのはですね、はっきり使用貸借となっている。それで結局、終わるじゃないですか。裏のことを、ここで審議する必要はないと私は思います。賃貸借は賃貸借でここに上がればいいだけ。そうでしょう。どうのこうの、そういう審議する必要はない。
- **〇課長補佐(増富 浩彦君)** 事務局のほうから、機構のほうには、もう一回ちょっと尋ねて、どうにかならないかということで尋ねてはみますので、それでよろしいですかね、内田委員。
- ○議長(馬場 保君) そういうことでよろしいですか。8月18日に研修会もありますので、そのときの材料にでもしていただければいいと思います。
- **〇委員(16番 森崎 茂徳君)** 何回聞いても国から言うてくるのは、検討しておきますだけで、 あとの返事が全然来ないので、ああいうことをしても余りためにならないなと思って。
- ○議長(馬場 保君) ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ほかにご質疑がないようですので、議案第50号農用地利用配分計画(案)については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、議案第50号につきましては特に異議なしと回答することに決定しました。

お諮りします。

本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 8月 5日

議長

署名委員

署名委員